

特定非営利活動法人△○川流域保全グループ定款

第1章 総則

(名称) 絶対的記載事項(NPO法(以下「法」と記す。)第11条第1項第2号)・登記事項

第1条 この法人は、特定非営利活動法人△○川流域保全グループという。

※国や地方公共団体(例えば、「内閣府」や「兵庫県○○課」等)と誤認される文字は使用できません。ただし、「特定非営利活動法人兵庫県○○会」のような名称を付けることはできます。

※他の法令等により使用を制限されている名称(例えば、「銀行」「小学校」「大学」「社会福祉法人」「法律事務所」等)は用いることができません。

※登記できない文字(「」等)を使用する場合は、登記上の名称を併記する必要があるため、事前に事務所所在地を所管する法務局に確認する方がいいでしょう。

(例:「この法人は、特定非営利活動法人△○川流域保全グループ・△○ネットという。ただし、業務上は特定非営利活動法人△○川流域保全グループ「△○ネット!」、略称をNPO△○ネットと表記する。」)

※名称中に必ず「特定非営利活動法人」という文言を用いなければならないわけではありません。「NPO法人」という文言を使用することもできます。また、これらの文言を全く使用しないことも可能ですが、他の団体と区別するために「特定非営利活動法人」または「NPO法人」の文字を冠するのが適当です。

(事務所) 絶対的記載事項(法第11条第1項第4号)・登記事項

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県△○市○△町○丁目○番○号に置く。

※主たる事務所とは、一般的に法人の代表者(責任者)の所在する場所であり、活動の中心となる場所です。

※「大字」「丁目」「番」「号」「ビル名」「施設名」「号室」等を略さず、住民票表記どおりに正しく記載してください。

※住所の記載は最小行政区画(市町村)まで記載し、それ以降の地番を記載しないこともできます。ただし、その場合でも設立認証申請書には地番まで記載する必要があります。法務局での登記の際にも地番まで特定して登記しなければならないため、定款附則や総会議事録等で地番まで確認できるようにしておかなければなりません。

※法人の事務所には、情報開示の場としての重要な役割があります。定款や事業報告書等の書類の備え置きが義務づけられています。また、法人の利害関係人や所轄庁等が連絡をとれること(電話がつながる、郵便が届く等)も必要条件です。

【その他の事務所を設ける場合は、下記を参考に記載してください。】

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県△○市○△町○丁目○番○号に置く。

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を兵庫県○○市大字×××○○番地△△マンション○○号○○室に置く。

※その他の事務所を設けない場合は、記載する必要はありません。

第2章 目的及び事業

(目的) 絶対的記載事項(法第11条第1項第1号)・登記事項

第3条 この法人は、△○川流域を中心とした住民に対して、△○川にまつわる民話・文化の伝承や清掃ボランティア、水辺の生き物たちとのふれあい事業を行い、△○川の自然を守ることで、豊かな△○川流域の暮らしづくりに寄与することを目的とする。

※どのような人たちを対象として、どのような公益活動を行うのか、設立趣旨書を参考に、わかりやすく記載しましょう。

※特定非営利活動を行うことを主たる目的とした法人であること等を明らかにするため、目的には①受益対象者の範囲、②主要な事業、③法人の活動が社会にもたらす効果や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に伝わるように記載します。

(特定非営利活動の種類) 絶対的記載事項(法第11条第1項第3号)・登記事項

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

※第3条の目的と、第5条の事業が法別表に列記されている20分野のどの分野に該当するのかを選んで記載します。

※20分野のうちどれにあてはめるかは法人の判断に委ねられます。いくつ選んでもかまいません。

※法別表に用いられている表現のまま記載します。

(事業の種類) 絶対的記載事項(法第11条第1項第3号)・登記事項

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) △〇川流域にまつわる民話・文化を継承する事業
- (2) △〇川保全のための清掃ボランティア事業
- (3) 水辺の生き物とのふれあい体験事業

※事業名は、できるだけ専門用語を避け、第三者にも内容が具体的にイメージできるように記載しましょう。

※行政による許認可が必要な事業は、開業申請に際して用いる事業名を記載する必要があります。

※事業計画書、予算書と整合する必要があります。(計画が具体化する見込みがつかない事業については、具体化してから定款変更して追加しましょう。)

【「その他の事業」を行う場合は、下記を参考に記載してください。】

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 障害福祉サービス事業
 - ② 障がい者と地域住民との交流促進事業
 - ③ 障がい者の自立訓練に関する書籍販売事業
 - ④ 障がい者への理解を深めるための研修事業
- (2) その他の事業

- ① 駐車場の管理運営

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

※ここでいう「その他の事業」はNPO法上の区分です。法人税法上の「収益事業」とは異なります。

※NPO法人の事業については、「特定非営利活動に係る事業(本来事業)」と「その他の事業」とを明確に区別する必要があります(法第5条第2項)。

※当該事業が「特定非営利活動に係る事業(本来事業)」であるか、「その他の事業」であるかは、団体の目的に照らし、団体自身が判断します。

【第5条に、一時的に実施する事業を加えたい場合】

※「その他、当法人の目的を達成するために必要な事業」という事業名を入れることができます。ただし、どんな事業を行ってもよいというわけではありません。NPO法は、法人に関する様々な情報を開示することによって、多くの市民に支えられることを目的としているため、定款には市民に対して分かりやすい事業名を記載することが望まれます。

※「その他、当法人の目的を達成するために必要な事業」は、単年度のみ実施する事業または試験的な事業等、一時的な事業であり、継続的に実施する場合は事業の内容が分かる具体的な事業名を明記する必要があります。

第3章 会員

(会員の種類) 絶対的記載事項(法第11条第1項第5号)

第6条 この法人の会員は、次の○種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体
- (3) ・・・・会員

※どの会員が社員(総会で表決権を持つ会員)にあたるか明示してください。

※会員の種類は法人ごとに決めることができます。(例:ボランティア会員、協力会員等。)その場合は、正会員と区別して、特徴を表す定義を記載しましょう。なお、「正会員」は、「運営会員」等、別の名称にしてもかまいません。

(入会) 絶対的記載事項(法第11条第1項第5号)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

※社員(正会員)の資格の取得について不当な条件を付すことはできません(法第2条第2項第1号イ)。条件を付す場合は、法人の目的に照らして合理的かつ客観的な理由があるかどうかを検討してください。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

※入会金または会費がない場合は、記載する必要はありません。

※入会金および会費の額は、総会以外の決定機関(例えば理事会主導型の場合は理事会)で決めることもできます。

※設立当初の入会金及び会費の額は、定款の附則に記載して定めることもできます。

※第23条、第32条の総会・理事会の権能と整合する必要があります。

(会員の資格の喪失) 絶対的記載事項(法第11条第1項第5号)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して○年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

※社員(正会員)の資格の喪失について不当な条件を付すことはできません(法第2条第2項第1号イ)。

※除名を資格喪失の条件とする場合には、除名に関する規定を置く必要があります。規定の方法については、定款例第11条を参照してください。

(退会) 絶対的記載事項(法第11条第1項第5号)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

※退会が任意であることを明確にするために規定するものです。

(除名) 絶対的記載事項(法第11条第1項第5号)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数○分の○以上の同意により

会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

※除名に関して特に定款で定めない場合は、通常の総会での議決によります。

※「総会において」を「理事会において」とすることもできますが、その場合も弁明の機会を設けることは重要です。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

※非営利の原則に基づく規定であり、活動で得た利益や財産を構成員に分配または還元できません。

第4章 役員及び職員 絶対的記載事項(法第11条第1項第6号)

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 ○人以上○人以下 (○人 とすることも可能です。)
- (2) 監事 ○人以上○人以下 (○人 とすることも可能です。)

2 理事のうち、1人を理事長、○人を副理事長とする。

※理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上でなければなりません。役員の定数とありますが、ここでは理事3人、監事1人が常に在籍している必要があることを意味しています。従って、定款に定数を定めておけばよいということではなく、最低、理事3人、監事1人以上在職していなければなりません。

※法人や任意団体は役員になることはできません。

※理事長の役職名を代表理事等とすることも可能です。その場合は、全ての箇所の表記を変更してください。

※理事および監事の名称を用いないことも可能ですが、その場合はどの役職がNPO法上の理事・監事にあたるのかを明らかにしておく必要があります。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

※第3項は法第21条、第4項は法第19条によるものです。

※理事会主導型とする場合、第1項は、「理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する」とすることも考えられます。しかし、理事は、全ての社員(正会員)から法人の業務執行等に関して委任された者という立場となるため、総会の決議によって選任することが望ましいといえます。なお、監事を理事会で選任することは望ましくありません。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、【副理事長が複数いる場合にのみ記載】理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

※理事は、法人のすべての業務について、法人を代表しますが、定款において、理事の代表権を制限することができます。理事長(代表理事)を置き、その他の理事の代表権を制限するのが一般的です(法第16条)。他に「副理事長は、〇〇事業に関してこの法人を代表する。」といった限定的な代表権を持つなどのバリエーションも考えられます。

※代表権を制限しなければ、すべての理事が法人を代表することになり、あらゆる法律行為が有効になります。ある理事が法人の資産の譲渡契約を理事会の承認なしに行っても、その行為自体は有効です。もしその行為が法人の不利益になる場合は、その理事に対して別の責任(損害賠償責任等)は生じますが、譲渡契約を取り消すことはできません。つまり、各理事が代表権を有したままだと、よほどお互いの信頼関係が堅固である必要があります。

※理事長を置きながら、代表権は各理事が有するという規定も有効です。理事長は互選により決めるとしながら、「理事長は、この法人を代表し、・・・」という条文を置かない場合です。ただし、この場合は、「理事長」という表記は、一種の「表見代表」となり善意の第三者には対抗できないとされています。

※定款で代表権を理事長に限定する場合、利益相反事項(例:理事長と法人との間での有利子・有担保の賃貸借契約、有償の売買契約等)を行うためには、利害関係人が所轄庁に請求し、(または所轄庁の職権により)特別代理人を選任する必要があります(法第17条の4)。

※理事会は必ず置かなければいけないものではありませんが、法人の事務の適正かつ円滑な執行を図るため、理事の合議体を置くのが一般的です。理事会を置く場合は、第6章のように理事会に関する規定を置き、総会と理事会の区分を明確にしましょう。

※監事の職務は、法第18条に明確に定められているため、独自に追加することは望ましくありません。万一必要が生じた場合は、追加する職務を総会で決議し、該当条項(定款例第15条)に明記すべきでしょう。なお、監事は、代表権を有しません。

【代表権を制限しない場合は、下記を参考に記載してください。他の条文への影響にもご留意ください。】

第15条 理事長はこの法人の業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 . . .

(任期等)

第16条 役員の任期は〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

【第2項(伸張規定)に短縮規定(下記下線部分)を加える、又は短縮規定のみにすることもできます。】

第16条 役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 . . .

※役員の任期は2年以内でなくてはなりません(法第24条第1項)。

※「再任を妨げない」とは、同一人が任期満了後、期間を空けることなく再度役員に就任できることをいいます。

※第2項の伸長規定は、定款において役員を総会で選任する旨を明記している法人に限り、置くことができます(法第24条第2項)。短縮規定は役員を理事会で選任する場合でも置くことができます。

※役員が存在しない期間が生じた場合、法人が損害を被る恐れもあることから、前任者は辞任または任期満了後においても応急的に業務執行義務を負うものとされています。しかし、新たな権限の行使まで認められているものではないことから、至急後任者を選任する必要があります。この場合、職務を行わなければならないだけで、理事または監事であり続けるわけではありません。なお、この規定を根拠に2年を超えて役員を伸長することはできません。

※役員は任意に辞任できます。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

※理事、監事のそれぞれ定数の3分の1を超える人数が欠員になった場合は、新たな理事または役員を速やかに選任しなければいけません。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

※役員報酬は、役員総数の3分の1以下しか受けることができません(法第2条第2項第1号ロ)。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

※職員に関する事項は、任意記載事項です。必ずしも定款で職員について記載する必要はありませんが、監事の兼職禁止の規定(法第19条、定款例第14条)があり、規定し明示することも一つの方法です。

第5章 総会 絶対的記載事項(法第11条第1項第7号)

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。(法第14条の2及び第14条の3)

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

※(1)定款の変更、(2)解散、(3)合併、については法定の総会議決事項であり、他の機関(理事会等)に委任できません。

※法または定款の他の条文中で規定されている総会の議決事項についても、ここで改めて列挙することで、総会の権能を明確化することができます。社員(正会員)からみて法人の意思決定ルールを明確に示すことにもなります。ただし、定款の他の条文と矛盾のないように注意してください。

※理事や理事会等の機関に委任された事項以外はすべて総会の議決事項になります(法第14条の5)。

※特に権能を具体的に定めず「第23条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。」とし、理事会の権限のみを定款に定めることもできます。

※通例では、事業報告・決算の承認も総会の議決事項としておいた方がいいでしょう。

※役員を選任・解任と報酬は、民主性を考慮して、総会の権能とすることが望ましいと思われます。特に、監事を選任については、その職務内容に鑑み、総会の権能とする方がいいでしょう。

※法人の運営が円滑に進むように、会員や役員の人数等のバランスを考えて、総会と理事会の役割分担をよく検討しましょう。

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数〇分の〇以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

※毎年1回以上通常総会を開かなければなりません(法第14条の2)。

※「毎年(年度)初めの3か月以内に開催する。」という記載の仕方でもできます。

※「正会員総数〇分の〇以上」について、法は5分の1とされていますが、定款で定めれば増減できます。しかし、この請求権を完全に奪うことはできません。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

※「5日前」は法定の最低日数です。つまり、総会の招集は少なくとも5日前(中5日)までにしなければなりません(法第

14条の4)。例えば、6月15日に総会を開催する場合、6月9日までに通知を発送する必要があります。定款で定めれば、5日以上にすることができます。

※招集の方法は書面による通知が原則ですが、「～を記載した書面、電磁的方法により」等を定款で定めることにより、電子メール等の電磁的方法や新聞の広告、機関紙への掲載等による通知方法を取ることも可能です。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

※議長の決め方については法の規定はありません。法人ごとに規定してください。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の○分の○以上の出席がなければ開会することができない。

※法律上定足数の定めはありません。このため、定款で定めない場合(この場合であっても、法第25条第2項の規定により、定款変更に係る総会には、正会員総数の2分の1以上の出席が必要)、2人以上の社員の出席があれば定足数が満たされるとの見解もあります。しかし、少数の会員による専横を防ぐためにも、最高意思決定機関としてふさわしい定足数を定款で定めた方がいいでしょう。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※総会の議決事項は、定款の定めがない場合は、あらかじめ通知された事項に限られます(法第14条の6)。

※あらかじめ通知しない議決事項についても、定款に規定することにより議決することができます。その場合は、次の例のように書きます。「ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の○分の○以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。」

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したもののみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。(法第14条の8)

※総会において、社員は平等の表決権を有します(法第14条の7第1項)。定款をもってしても会員から表決権を奪うことはできません。

※表決権の行使は、社員自らが出席して行使するのが原則ですが、書面または代理人によることも可能です(法第14条の7第2項)。

※代理人は、定款作成例のように他の正会員に限定することもできますが、正会員以外のものでもよいと規定することも可能です。また、代理人はその権限を行使するために、代理権を証する委任状等の書面を提出することが必要です。

※また、書面による表決に加えて電子メール等の電磁的方法やファクシミリを可能とする規定を置くこともできます。この場合、第30条(3)のカッコ内を変更しましょう。(書面評決者、電磁的方法又はファクシミリによる評決者にあってはその旨を付記すること。)

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名・押印（記名・押印でも構いません。）しなければならない。

※会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するためにも議事録を作成する必要があります。議事録は、法人の行為の適合、不適合を立証するための重要な証拠となります。

※署名の場合は、氏名を本人が自筆する必要があります。記名の場合は活字で表記することも可能です。

※「署名・押印又は記名・押印しなければならない。」とすることも可能です。

【「みなし総会」に関する規定を置く場合は、下記を参考に記載してください。】

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

※「みなし総会」（正式には「みなし総会決議」という。）とは、実際に総会を開催せずに決議を取る総会のことをいいます（法14条の9）。

※正会員全員が書面により、同意の意思表示を示した場合、決議することができます。電磁的記録によることも可能です。

※決議があったものとみなされるだけで実際には開催されていませんので、「議長」もいませんし、「出席した」という概念も成立しません。このため、議事録署名人は不要で、議事録の作成にかかる職務を行う者が、手続が適正であったことを確認し後日の証とするために、議事録を作成するということになります。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

※理事会はNPO法上、必ずしも置かなければならないものではありません。

※理事会を設置する場合、総会や他の機関との権能を明確にするためにも、定款に規定した方がよいでしょう。

※総会および理事会のほか、評議会、代議員会、専門委員会等の会議を置くこともできます。しかし、その場合、重要なものは定款に定め、その設置および権能を明確にした方がよいでしょう。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更

- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

※第 23 条の総会の権能との整合をとり、理事会の権能を考えましょう。

※この定款例では、「(1)事業計画及び予算並びにその変更」を理事会で議決する形になっていますが、総会や理事会等の各機関の権能については、法人の規模や事業の性格等によって、法人ごとに役割を規定していく必要があります。相互に矛盾のないように定款例第 23 条(総会の権能)と合わせて規定ください。あまりにも理事会に権限が集中してしまうと理事会の独断専行となる危険性も考えられます。総会はNPO法人にとって、最高意思決定機関ですから、主要事項(役員の選任解任、事業報告、決算等)は総会に委ねることが、より民主的です。

※(2)を理事のみとしたのは、監事の職務は、法第 18 条に明確に定められており、独自に追加することは望ましくないためです。万一必要が生じた場合は、追加する職務を総会で決議し、該当条項(定款例第 15 条)に明記すべきでしょう。

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の○分の○以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

※「○分の○以上」の部分は法人ごとに合わせて決定できます。理事の人数を考慮し、設定することが望ましいでしょう。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から○日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

※第2項の招集は、法人ごとにあわせて決定してください。一般的には「14 日以内」とする例が多いようです。

※理事会の招集は、「～を記載した書面、電磁的方法又はファクシミリ」等を定款で定めるところにより、電子メール等の電磁的方法やファクシミリで通知することもできます。

※通知に必要な日数については、招集可能な日数を設定しましょう。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

※理事会の定足数については、法上規定はありませんが、法人の意思を決定する場合に、少数の理事で決定するのは不自然であり、また、危険性もあるため、少なくとも理事総数の過半数とすることが適当です。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※法人の業務は、定款に特別の定めのない事項については、理事の過半数で決することになります(法第 17 条)。

※あらかじめ通知しない議決事項についても、定款に規定することにより議決することができます。次は、その場合の書き方の一例です。「ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の〇分の〇以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。」

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

※表決権の行使は、理事自らの出席や書面だけでなく、電子メール等の電磁的方法やファクシミリも考えられます。この場合、第 39 条(3)のカッコ内を変更しましょう。(書面表決者、電磁的方法又はファクシミリによる表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印（記名・押印でも構いません。）しなければならない。

※理事会の議事録についても、総会の議事録(第 30 条)と同じ扱いです。

【顧問を置く場合は下記を参考にしてください。】

(顧問)

第 40 条 この法人に顧問若干名を置く。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

4 前 2 項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

※法人には必要に応じて顧問や評議員等を設置することができます。

※上記の作成例はあくまで例ですので、法人ごとにどのように規定すべきかを検討してください。

第 7 章 資産及び会計等 絶対的記載事項(法第 11 条第 1 項第 8 号)・資産の総額は登記事項

※資産に関する事項は、絶対的記載事項ですが、内容については具体的な事項は規定されていません。資産の構成、運用、管理等に関する規定をするのが一般的です。

※資産の総額は登記事項です。

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

※資産がない場合も規定する必要があります。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

※「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、正規の簿記の原則、真实性・明瞭性の原則、継続性の原則をいいます。

【その他の事業を行う場合は下記を参考にしてください。】

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

※法第 5 条第 2 項により、特定非営利活動に係る事業とその他の事業の会計は区分しなければなりません。

(事業年度) 絶対的記載事項(法第 11 条第 1 項第 10 号)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日に終わる。

※事業年度開始日や終了日については、特に法で定められていないので自由に決めることができます。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

※第 23 条(総会の権能)や第 32 条(理事会の権能)と矛盾しないように注意しましょう。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

※毎事業年度始めの 3 か月以内に事業報告書等を作成し、法人の事務所に備え置かなければなりません。また、事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の〇分の〇以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

※定款の変更は、必ず総会の議決を必要とします。（理事会には委任できません。）

※「〇分の〇以上」については定款で定めれば増減ができる特別多数要件です。定款で特に定めがない場合は、社員総数の2分の1以上が出席し、4分の3以上による議決が必要です。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

※解散は、必ず総会の議決を必要とします。（理事会には委任できません。）

※解散の決議は、定款に特に定めがない限り、社員総数の4分の3以上の承諾が必要となります。

※第1項第2号の「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」とは、単に法人の資産や人材が不足していることをもって「成功の不能」というわけではなく、目的としていた事柄が実行不可能となる状態をいいます。

※法第31条第1項各号のほか、法人独自で解散事由を定めることができます。その際は、その事由の登記が必要です。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち _____ に譲渡するものとする。

※特定非営利活動法人の社員(正会員)は、法人の財産について、出資金のような持分を持たないため、社員に残余財産を配分することはできません。また、法人格取得前の団体に帰属させることもできません。

※残余財産の帰属先は、法第11条第3項に掲げる法人のうちから選定されなければなりません。

- ①他の特定非営利活動法人

- ②国又は地方公共団体
- ③公益社団法人又は公益財団法人
- ④私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人
- ⑤社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人
- ⑥更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人

※定款に残余財産の帰属先が記載されている場合は、解散後、所轄庁の認証を経ることなく残余財産を帰属させることができますが、これがない場合、解散後、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。

※ 部分には、「解散総会において選定した法人」と規定することもできます。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の〇分の〇以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

※合併は、必ず総会の議決を必要とします。(理事会には委任できません。)

※「4分の3以上」は定款で定めることで増減できます。

第9章 公告

(公告の方法) 絶対的記載事項(法第 11 条第 1 項第 14 号)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、〇〇に掲載して行う。

※NPO法人は①債権の申出の催告(法第 31 条の 10)、②清算中の破産手続の開始(法第 31 条の 12)、③合併認証後の債権者へ合併に異議があれば期間内に述べるべきこと(法第 35 条第2項)について公告することが義務づけられており、①及び②の公告は官報に掲載することとされ、法第 11 条第1項第 14 号で、その公告方法を定款に記載しなければいけないと規定されています。

※NPO法改正で新たに加わった貸借対照表の公告(2018年12月6日までに施行)については、その公告方法を次の①～④の方法のうちから、いずれかを定款で定める必要があります。

①官報

②日刊新聞紙

「兵庫県内において発行する〇〇新聞」など具体的に記載して下さい。

③電子公告

「当法人のホームページ」、「内閣府NPO法人ポータルサイト」など具体的に記載して下さい。URL まで定款に記載する必要はありません。

④法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示

「当法人の主たる事務所の掲示板に掲示」など具体的に記載して下さい。

※公告方法を「当法人のホームページに掲載して行うとともに、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う」といったように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、「当法人のホームページまたは内閣府NPO法人ポータルサイト」とするような選択的方法を定めることは、定款を見ただけでは公告方法を確定的に理解できないため相応しくありません。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

※この定款の施行について必要な事項すなわち法人の運営について、この定款に定めのある事項および理事会が総会に付議すると決定した事項を除き、企画、立案者が理事長であることを明らかにしたものです。

附 則

※附則は、法人として成立した後に定款の各条文の規定に従って決定するのではなく、法人として成立時点(設立当初)で決まっていなければならない事項を定めたものです。

※従って、附則に規定した設立当初の規定は、設立2年目以降も削除または変更する必要はありません。

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。 **絶対的記載事項 (法第 11 条第 2 項)**

理 事 長	○ ○	太 郎
副理事長	○ △	次 郎
理 事	□ ○	三 郎
同	○ □	四 郎
同	□ △	五 郎
監 事	△ ○	花 子

※設立当初の役員を定めておかないと、法人設立後に総会を招集する者がいないため、法人活動が事実上できないことになりますので、附則で定めておく必要があります。

※役員の名前は住民票通り記載してください。

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。

※役員任期満了日と事業年度終了日を同じ日に設定すると、事業年度終了とともに役員不在となってしまいます。

役員任期を2年以内で事業年度終了日より2~3か月ずらして、その間に総会等で新たな役員を選任する方が効率が良いでしょう。

※総会で役員を定める法人で、第 16 条で役員任期満了日後の最初の総会まで前任役員の任期を伸ばす規定を定めた場合は、役員任期と事業年度終了日を同じ日にすることや、「最初の通常総会が終結するまで」とすることも可能です。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

※この規定を置かなければ、設立総会で決定された初年度の事業計画および予算を設立認証後再度理事会等で決定する必要が生じますので、これを避けるために設ける規定です。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から○年○月○日までとする。

※定款で定めた事業年度末日(定款例第 43 条)と合うようにしてください。

※設立当初の事業年度は、法人の成立の日が事業年度の始期に一致するとは限りませんので、1か月未満ならば、

定款規定の事業年度を超える期間となっても差し支えありません。これは、認証の申請期日によっては、事業年度の始期の前に法人が成立するか、後に成立するかが微妙なタイミングとなる場合があること、また、認証期日が事業年度の終期の直前である場合、極めて短い期間の事業計画となり、これでは事業の実施計画を十分に説明しきれないと考えられるからです。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	団体
① 入会金	〇〇〇円	〇〇〇円
② 年会費	〇〇〇円	〇〇〇円
(2) 賛助会員		
① 入会金	〇〇〇円	〇〇〇円
② 年会費	〇〇〇円	〇〇〇円
(3) 〇〇会員		
① 入会金	〇〇〇円	〇〇〇円
② 年会費	〇〇〇円	〇〇〇円

※この規定を置かなければ、設立総会で決定された入会金および会費を設立認証後再度総会等で決定する必要が生じますので、これを避けるために設ける規定です。

※賛助会員については、「一口 〇〇〇円」という決め方もできます。ただし、正会員は総会の議決権1人1票の平等原則からも、会費金額に差がつく規定は望ましくありません。

※入会金及び会費については、必ず取らないといけない訳ではありません。入会金又は会費が不要な場合は、「0円」と記載しましょう。